

### 「JPX-QUICK ESG課題解説集」について

日本取引所グループ サステナビリティ推進本部事務局長 三木 誠

#### 1. はじめに

ESG（環境・社会・ガバナンス）課題はサステナブルな未来のために解決しなければならない社会的課題であり、上場会社にとっては、事業に大きな影響を及ぼすリスクであるとともに、成長や収益の機会にもつながる重要な経営課題でもある。

2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードも、地球環境問題への配慮、人権尊重などのサステナビリティに関連して、企業価値向上の観点から、取締役会自らが積極的に取り組むべき経営課題と明記している。2022年は当該改訂を受け、日本の上場会社の温室効果ガス（GHG）排出量を始めたとした気候関連のリスク及び機会を評価する指標や人権尊重など、サステナビリティについての取組みの開示が一層進むことが予想される。

また、世界的にも非財務情報の開示を充実させる取組みが進む中で、英国のIFRS財団が2021年11月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立、「IFRSサステナビリティ開示基準」の策定に取り組む旨を明らかにし、2022年3月には公開草案も公表されている。公開草案では、2017年に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が公表した提言で触れていなかった項目にも踏み込んでおり、今後の開示の方向性にも多大な影響を与えると思われるが、当開示基準は2022年7月29日までの市中協議の結果を基に2022年内にも「IFRSサステナビリティ開示基準」を決定する方

針であるなど、動きが速い。

こうした状況も踏まえて、まずはESG課題とされている内容について正しく理解し、上場会社のESG課題の解決と自主的なESG情報開示に関する取組みを支援し、上場会社と投資家との対話を促進するために、日本取引所グループ（JPX）とQUICKは「JPX-QUICK ESG課題解説集<sup>（注1）</sup>」（本解説集）を共同で作成した。本解説集は、2020年3月にJPX・東証が公表した<sup>（注2）</sup>「ESG情報開示実践ハンドブック」に続く、実践書の第2弾で、JPXまたはQUICKのウェブサイトよりダウンロードできる。

#### 2. 本解説集の特徴

本解説集は、非財務情報開示の前提となるESG課題について、10テーマ（気候変動、汚染予防、資源循環、水、生物多様性、人権の尊重、雇用・労働慣行、コーポレート・ガバナンス、ESGリスクマネジメント、腐敗防止）を厳選し、解説している。グローバルに認識されている各ESG課題について、日本企業の置かれた現状を踏まえつつ、各企業の企業価値にどのような影響を及ぼす可能性があるのか、という観点から記載することに重点を置いている。

本来ESG課題は、上記の10テーマで語り尽くすことはできないが、国際的な企業行動規範やESG情報開示枠組みを用いてESG課題を抽出したうえで読みやすさを考慮し、現段階で優先度の高いものから採用した。



|                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>【環境 (E)】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気候変動<br/>気候変動の緩和、エネルギー使用・管理、気候変動への適応</li> <li>2. 汚染予防<br/>大気汚染の防止、化学物質管理</li> <li>3. 資源循環<br/>原材料調達と効率の利用、廃棄物・危険廃棄物管理、プラスチック</li> <li>4. 水 (取水・排水管理)</li> <li>5. 生物多様性 (保全と持続可能な利用)</li> </ol>         | <p><b>【社会 (S)】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人権の尊重<br/>人権の支持と尊重、人権への負の影響の回避・除去、弱いグループに属する人の権利、財産権、保安要員</li> <li>2. 雇用・労働慣行<br/>強制労働の排除、児童労働の実効的廃止、労働における非差別・機会均等、ハラスメント・暴力、結社の自由と団体交渉、労働条件と社会的保護、労働安全衛生、ダイバーシティ&amp;インクルージョン、雇用の促進維持・従業員の能力開発</li> </ol> |
| <p><b>【ガバナンス (G)】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コーポレートガバナンス<br/>株主の権利・平等性確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、株主との対話、取締役会等の責務 (指名と多様性、役員報酬、独立社外取締役の役割・責務等、取締役会の実効性評価)</li> <li>2. ESGリスクマネジメント (リスクマネジメント・プロセス)</li> <li>3. 腐敗防止 (贈収賄)</li> </ol> |                                                                                                                                                                                                                                                                              |

具体的には、OECD多国籍企業行動指針や、国内外で広く使用されているESG情報開示枠組みから、GRIスタンダード、SASBスタンダード、国際統合報告フレームワーク (IIRC)、TCFD提言をベースにESG課題を抽出したうえで、10テーマ、31イシューに絞り込んだ。

また、本解説集は、E・S・Gそれぞれの代表的な課題について、以下の4点に分解して解説しているが、各解説において、背景となる歴史的経緯、制度、法律、報告書等を丁寧に提示することに努め、より詳しい情報にたどり着きやすくする工夫を凝らした。これらの情報は日々アップデートされる可能性もあるが、調べる起点として役立つものと考えている。

- ① 企業を取り巻く主要な課題の説明、意義や内容
- ② 当該課題に関連して国内企業の置かれた状況、文脈
- ③ 当該課題が価値創造に影響を及ぼす影響 (ビジネスモデル、戦略、業績へのリスクと機会)
- ④ リスクと機会の評価やマネジメントに使用する指標の例示

### 3. テーマ別の解説

以下に、本解説集で取り上げた10テーマのうち、環境、社会、ガバナンスそれぞれ1つずつについて内容、意義を抜粋する。各項目で取り上げたイ

シューと国内企業が置かれた状況やその影響、そしてリスクと機会の評価やマネジメントに使用する指標などは本解説集を参照していただきたい。評価やマネジメント指標を例示として掲げているので、今後、情報開示を検討するうえで実務的にも有益なヒントになると考えている。

#### (1) 水 (E:環境)

水は、人々の生活や事業活動に不可欠な資源である。水資源は、世界全体をみると、すべての人に行き渡らせるのに十分なだけの量が存在しているが、国によって水の流入量に大きな差がある。そのため、国あるいは地域によって、水の利用可能性は異なる。水資源量は、雨期や乾期など時期や時間によっても変わり、これも水の利用可能性に影響する。

水ストレスの問題には、「量」と「質」の二つの側面がある。「量」の側面では、世界全体で約40億人が1年のうち1か月以上の深刻な水不足に陥る地域に住んでいる。人口増加が水不足の大きな要因であり、1人あたりの利用可能な淡水量は、過去20年間で20%以上減少している。また、将来的に気候変動の影響が激化するにつれて、水不足の状況が悪化することが指摘されている。「質」の側面では、世界全体で約22億人が安全に管理された飲料水を入手できない。汚染された飲料水や不十分な衛生環境に関連する疾患は、年間約140

万人の死亡原因となっており、その他にも年間数百万人の疾患を引き起こしている。

#### ➤ 水の問題の重要性

こうした問題は、SDGsでも言及されている。SDGsの目標6は、「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保すること」である。具体的には、「2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善すること」や、「2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させること」などを目指している。

#### (2) 人権の尊重 (S: 社会)

日本企業において、人権問題といえば、伝統的には、採用における差別や、セクハラ・パワハラなどの職場における身近な問題が中心であったといえる。その原因は、社員個々の意識の問題と考えられることから、「人権」についての取組みや対策も、社員向けの人権啓発教育に力が置かれてきた。しかし、グローバル化が進んだ今日、日本企業は、自社の雇用領域以外での、様々な角度で人権課題を認識することが求められるようになっており、国内外のサプライチェーンにおける児童労働や強制労働等の問題はその典型例である。

人権についての企業の尊重責任に係る国際合意である国連「ビジネスと人権に関する指導原則」によれば、企業は、事業活動を通じて、国際的に認められている人権を侵害しないように注意を払う責任があるとされており、仮に、第三者によって引き起こされる人権侵害であっても、自社の製品やサービスと直接関係しているとみなされる場合には、こうした人権への負の影響に対処することが必要となる。欧米各国中心に、企業にこうした取組みの実施義務を課す法制化も進んでいる。

企業は、国際的に認められている人権を理解し、自社の事業活動が負の影響を与えうる人権の保有者を特定したうえで、こうした事業活動上関連のある人権への負の影響を回避・軽減・除去する手順・仕組みを整備し、対応することが求められて

いる。企業が人権への負の影響を考慮すべき人権の保有者は、自社やサプライヤーの従業員、顧客・消費者、地域社会の構成員等幅広く、重要な負の影響への対処は、こうした権利保有者の視点でなされなければならない。そのためにも、社内外の専門家やステークホルダーの関与・助言を得つつ、自社の人権尊重の取組みを進めていくことが求められている。

#### (3) コーポレート・ガバナンス (G: ガバナンス)

##### ① コーポレート・ガバナンスとは

ガバナンスの中核は「コーポレート・ガバナンス」であり、機関投資家からの注目が高く、企業のESG活動全体でも主要なテーマといえる。コーポレート・ガバナンスについては普遍的な定義があるものではないが、「企業統治」と訳され、一般に企業活動を律する枠組みのことを意味する。

企業活動を律する枠組みは画一的なものではなく、各企業が置かれた状況などを踏まえて最適なものを選択することとなるが、グローバルには、企業統治におけるベストプラクティスの採用とその開示の統一化などを図り企業の自発的な努力を促すため、具体的な姿を示す諸原則を策定するプラクティスが一般的となっており、日本においてもコーポレートガバナンス・コード (CGコード) が定められている。

グローバルにはOECD原則やICGN原則があるが、共に株主をはじめとする様々なステークホルダーに対する適切な配慮を行いつつ、企業の持続的な成長と価値創出のため、取締役会等の会社の重要機関が何をすべきかについて定められており、日本企業においても参考となる内容である。

##### ② 日本の状況

日本のCGコードは、「日本再興戦略 改訂2014」において、日本の「稼ぐ力」を取り戻すための主要施策の一つとして「企業統治 (コーポレートガバナンス) の強化」があげられ、「持続的成長に向けた企業の自律的な取組みを促す」目的で策定されたものであり、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現により、経営者の企業家精神の発揮を後押しすることを主眼としている。

また、『責任ある機関投資家』の諸原則 (スチ

シュワードシップ・コード)」に基づく機関投資家と会社との間の建設的な対話を通じて、CGコードに基づきコーポレート・ガバナンスの改善に向けた会社の取組みの充実を期待するものであるが、CGコードとスチュワードシップ・コードの両輪とこれらの付属文書として位置づけられる「投資家と企業との対話ガイドライン」の3つが機能することで、企業の持続的な成長と中長期的な価値の向上、ひいては日本経済の成長や国民の安定的な資産形成を目指すものである。

### ③ プリンシプル・ベースアプローチの導入

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上という観点から、どのようなガバナンス体制が最適であるかは、各社の置かれた状況によって区々であり得る。このため、法令やルールベース・アプローチ（細則主義）の規律によって特定のガバナンス体制を一律に強制することは、たとえば、各社がその形式的な遵守のための対応のみに注力するなどといった事態を招くなど、かえってその実質をないがしろにするおそれもある。そこで、CGコードは、会社が置かれた状況に応じて、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することができるよう、プリンシプルベース・アプローチ（原則主義）を採用した。これは、各社がコードの趣旨・精神を確認・共有したうえで、自社の活動が、形式的な文言・記載ではなく、真に適切か否かについて判断することを意識したものである。

そのため、東証は、各社にCGコードの各原則等に対するコンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明）を求め、その状況をコーポレートガバナンス報告書（CG報告書）により開示することを義務付けている。

## 4. おわりに

2020年に入って世界的流行となった新型コロナウイルス感染症問題の影響もあり、サステナブルファイナンスの発展が続いている。また、ロシアのウクライナ侵攻を背景にESG投資とは何か、世界的に議論もより深まっている状況にある。

ESG課題に注目して企業の持続可能性や中長期

的な価値を分析することは、企業や投資家にとっても、これまで以上に重要である。本解説集が、ESG情報の開示やエンゲージメント促進の一助となることを願っている。

最後に本解説集は発刊方針策定段階から公表までの間、QUICK ESG研究所の広瀬悦哉氏や広瀬氏のチームとご一緒し活発な議論を経て完成させた。この場を借りて心から御礼を申し上げたい。

(注1) <https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0090/20220330-01.html>

(注2) <https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esg-investment/handbook/index.html>

